

## 認定審判員規程

## ～主な修正点～

## 【今回改正した認定審判員・競技規則に関連する5規程】

- 1) 認定審判員規程
- 2) 認定審判員規程細則
- 3) 認定審判員ユニフォーム規程
- 4) キャップ登録に関する規程
- 5) ラッシュベストに関する規程

## 【主な新設・修正点】

◆以下、各規程のポイント（○数字）と該当箇所の現行・改正案対比表

## 1) 認定審判員規程

- ① 文字大きさ、書式、レイアウトを揃えた。
- ② 「規定」は、『規程』と改めた。
- ③ （目的）を第1条に改め、以降を第2条、第3条…と繰り下げた。
- ④ 各条文の文章を、一部修正した。（第3条（心得）は条文番号のみ変更の為、割愛する。）

現 行	改 正
<p>（目的） 本規定は、<u>認定審判員規程</u>について必要な事項を定めライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。</p>	<p><u>第1条</u>（目的） 本規程は、<u>認定審判員</u>について必要な事項を定め、ライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。</p>
<p><u>第1条</u>（任務） 認定審判員は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の競技規則により、本協会が主催または公認する競技会の<u>審判</u>をすることを任務とする。</p>	<p><u>第2条</u>（任務） 認定審判員は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の競技規則により、本協会が主催または公認する競技会の<u>審判員</u>をすることを任務とする。</p>
<p><u>第3条</u>（資格） 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または<u>高校生会員</u>は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。</p>	<p><u>第4条</u>（資格） 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または<u>個人一般会員（高校生）</u>は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。</p>
<p><u>第4条</u>（種別） 認定審判員は、S級、A級、B級、C級の4種とする。 (1) S級認定審判員 熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または公認する競技会において<u>上訴審判員</u>ができる者、およびC級認定審判員養成講習会の講師ができる者。</p>	<p><u>第5条</u>（種別） 認定審判員は、S級、A級、B級、C級の4種とする。 (1) S級認定審判員 熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または公認する競技会において<u>上訴委員</u>ができる者、およびC級認定審判員養成講習会の講師ができる者。</p>

現 行	改 正
<p>(2)A 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>審判長</u>を行う技能と経験を有する者。</p> <p>(3)B 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>競技別審判長</u>を行う技能と経験を有する者。</p> <p>(4)C 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>審判</u>を行う技能と経験を有する者。</p>	<p>(2)A 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>チーフレフリー（審判長）</u>を行う技能と経験を有する者。</p> <p>(3)B 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>セクショナルレフリー（競技別審判長）</u>を行う技能と経験を有する者。</p> <p>(4)C 級認定審判員 本協会が主催または公認する競技会において<u>審判</u>を行う技能を有する者。</p>
<p><u>第 5 条（資格の認定）</u> S 級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、<u>別に定める条件</u>を満たした者から本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。</p> <p>2 項 A 級および B 級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、<u>別に定める条件</u>を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。</p> <p>3 項 C 級認定審判員は、<u>別に定める条件</u>を満たした者が C 級認定審判員養成講習会を受講し、<u>本協会競技運営・審判委員会が認定審判員として相応しいと認めた者</u>を理事長が認定する。</p> <p>4 項 <u>前各項目</u>により認定された者は、所定の手続きの完了及び<u>別に定める登録料</u>を合格時に納入しなければならない。<u>また、更新登録料は、初回登録料と同一とする。</u></p>	<p><u>第 6 条（認定）</u> S 級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、<u>別に定める「認定審判員規程細則」の条件</u>を満たした者から、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。</p> <p>2 項 A 級および B 級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、<u>別に定める「認定審判員規程細則」の条件</u>を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。</p> <p>3 項 C 級認定審判員は、<u>第 4 条</u>を満たした者が<u>別に定める「認定審判員規程細則」の C 級認定審判員養成講習会の全課程</u>を受講し、<u>検定試験に合格した者</u>を理事長が認定する。</p> <p>4 項 <u>前各項目</u>により認定された者は、所定の手続きの完了及び<u>別に定める「認定審判員規程細則」の登録料</u>を合格時に本協会へ納入しなければならない。</p>
<p><u>第 6 条（資格の任期）</u> 認定審判員の任期は、<u>認定された年度を除き 2 年とする</u>。ただし、認定された年度の資格は保有する。</p>	<p><u>第 7 条（任期）</u> 認定審判員の任期は、<u>認定された年度及びその翌年度から 2 年間とする</u>。</p>
<p><u>第 7 条（資格の更新）</u>  審判員は、任期中に 1 回は競技運営・審判委員会が開催する<u>研修会</u>に参加しなければならない。</p> <p>2 項 <u>審判員</u>は、任期中に 1 回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。ただ</p>	<p><u>第 8 条（更新）</u> <u>認定審判員を更新するためには、次に掲げる各号の全ての実績を有する必要がある。</u></p> <p>(1)<u>認定審判員</u>は、任期中に 1 回は競技運営・審判委員会が開催する<u>「審判員研修会」</u>に参加しなければならない。</p> <p>(2)<u>認定審判員</u>は、任期中に 1 回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。た</p>

現 行	改 正
<p>し、本協会が特別に審判員以外の役職を依頼した場合は、これに参加したとみなすことができる。</p> <p><u>3項 2項において、やむを得ない理由で任期中にその任にあたらぬ場合でも、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。</u></p>	<p>だし、本協会が特別に審判員以外の役職を依頼した場合は、これに参加したとみなすことができる。</p> <p><u>2項 やむを得ない理由で任期中にその任にあたらぬ場合でも、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。</u></p> <p><u>3項 更新に伴う更新登録料は、登録料と同一とする。</u></p>
<p><u>第8条（資格の失効）</u></p> <p>認定審判員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、<u>審判員の資格を失効するものとする。</u></p> <p>(1)本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または<u>高校生会員</u>でなくなったとき。</p> <p>(2)認定審判員の登録料を納期までに納入しないとき。</p> <p>(3)本協会や<u>審判員</u>の体面を汚すような行為があったとき。</p> <p>(4)任期中に特別な理由なく、その任にあたらぬとき。</p>	<p><u>第9条（失効）</u></p> <p>認定審判員で、次に掲げる各号のいずれか一つに該当する者は、<u>認定審判員の資格を失効するものとする。</u></p> <p>(1)本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または<u>個人一般会員（高校生）</u>でなくなったとき。</p> <p>(2)認定審判員の登録料を納期までに納入しないとき。</p> <p>(3)本協会や<u>認定審判員</u>の体面を汚すような行為があったとき。</p> <p>(4)任期中に特別な理由なく、その任にあたらぬとき。</p>
<p><u>第9条（資格の復権）</u></p> <p><u>第8条により資格を失効した後、復権を希望する者は、C級認定審判員養成講習会を再受講（合格）し、かつ復権申請書（別紙）を提出することにより復権が認められる。</u></p> <p>2項 復権後の種別は、失効前と同等とするが、失効前の審判員活動履歴はすべて削除される。</p> <p>3項 復権後の任期は<u>復権した年度を除き2年とする。ただし、復権した年度の資格は保有する。</u></p>	<p><u>第10条（復権）</u></p> <p><u>第9条により資格を失効した後、復権を希望する者は、C級認定審判員養成講習会を再受講（合格）し、かつ復権申請書（別紙）を提出することにより復権が認められる。</u></p> <p>2項 復権後の種別は、失効前と同等とするが、失効前の審判員活動履歴はすべて削除される。</p> <p>3項 復権後の任期は、<u>復権した年度及びその翌年度から2年間とする。</u></p>
<p><u>第10条（審判員の証明）</u></p> <p>認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、<u>所定の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。</u></p>	<p><u>第11条（認定審判員の証明）</u></p> <p>認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、<u>別に定める「認定審判員ユニフォーム規程」の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。</u></p>
<p><u>第11条（規定の改廃）</u></p> <p><u>本規定の改廃は、理事会の議決による。</u></p>	<p><u>第12条（改廃）</u></p> <p><u>本規程の改廃は、理事会の議決による。</u></p>

## 2) 認定審判員規程細則

- ① 文字大きさ、書式、レイアウトを揃えた。
- ② 各条文冒頭に、掲題を新たに設けた。
- ③ 各条文の文章を、一部修正した。特に現行の第3条、第4条について見直しを図り、第3条から第9条へ細分化した。また、第4条（開催）、第5条（検定試験）、第6条（申請）を新設した。

現 行	改 正
<p>第 1 条 認定審判員規程第 5 条に<u>関する</u> S 級、A 級、B 級認定審判員となる条件は、<u>以下の通り</u>とする。</p> <p>S 級認定審判員 A 級認定審判員取得者で、本協会が主催する競技会において<u>審判長</u>、または<u>競技別審判長</u>を経験したか、またはそれと同等の経験があること。</p> <p>2 項 A 級認定審判員 (1)<u>B 級認定審判員取得後</u>、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として 10 回以上参加し、<u>競技別審判長</u>として 3 回以上参加していること。 (2)<u>競技運営・審判委員会により</u>(1)<u>項目と同等の技能と経験</u>があると判断された者は、<u>(1)は免除</u>される。 (3)<u>昇格申請書（別紙）を記入の上</u>、レポートとともに提出すること。 (4)<u>前各項目の条件とともに</u>本協会競技運営・審判委員による面接を受けること。</p> <p>3 項 B 級認定審判員 (1)<u>C 級認定審判員資格を取得後</u>、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として 15 回以上参加し、<u>さらに</u>オーシャン競技およびプール競技にそれぞれ 5 回以上参加していること。 (2)<u>競技運営・審判委員会により</u>(1)<u>項目と同等の技能と経験</u>があると判断された者は、<u>(1)は免除</u>される。 (3)<u>昇格申請書（別紙）を記入の上</u>、レポートとともに提出すること。</p>	<p>第 1 条 <u>(認定審判員昇格の条件)</u> 認定審判員規程第 6 条に<u>定める</u> S 級、A 級、B 級認定審判員となる昇格の条件は、<u>次に掲げる各号の通り</u>とする。</p> <p>(1)S 級認定審判員 ①A 級認定審判員取得者で、本協会が主催する競技会において<u>チーフレフリー（審判長）</u>、または<u>セクショナルレフリー（競技別審判長）</u>を経験したか、またはそれと同等の経験があること。 (2)A 級認定審判員 ①B 級認定審判員取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として 10 回以上参加し、<u>そのうちセクショナルレフリー（競技別審判長）</u>として 3 回以上参加していること。<u>但し</u>、本協会競技運営・審判委員会により同等の技能と経験があると判断された者は、免除される。 ②昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。 ③本協会競技運営・審判委員による面接を受けること。</p> <p>(3)B 級認定審判員 ①C 級認定審判員資格を取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として 15 回以上参加し、<u>そのうち</u>オーシャン競技およびプール競技にそれぞれ 5 回以上参加していること。<u>但し</u>、本協会競技運営・審判委員会により同等の技能と経験があると判断された者は、免除される。 ②昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。</p>
<p>第 2 条 昇格の申請は、原則として毎年 2 月末日までに行うこととし、毎年 3 月に競技運営・審判委員会によって審査される。</p>	<p>第 2 条 <u>(昇格申請の期限)</u> 昇格の申請は、原則として毎年 2 月末日までに行うこととし、毎年 3 月に<u>本協会競技運営・審判委員会</u>によって審査される。</p>

現 行	改 正																				
<p>第3条 認定審判員規程第5条3項に関するC級認定審判員養成講習会の内容は、以下の通りとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審判員制度、総論</td> <td style="text-align: center;">40分</td> </tr> <tr> <td>総則</td> <td style="text-align: center;">40分</td> </tr> <tr> <td>オーシャン競技</td> <td style="text-align: center;">90分</td> </tr> <tr> <td>プール競技・SERC競技</td> <td style="text-align: center;">40分</td> </tr> <tr> <td>競技役員</td> <td style="text-align: center;">30分</td> </tr> <tr> <td>競技器材の規格</td> <td style="text-align: center;">15分</td> </tr> <tr> <td>競技会における安全対策</td> <td style="text-align: center;">15分</td> </tr> <tr> <td>合計（講義）</td> <td style="text-align: center;">4時間30分</td> </tr> <tr> <td>（試験）</td> <td style="text-align: center;">45分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2項 筆記試験は、選択または記述式で30問とする。</p> <p>3項 筆記試験において30問中24問以上正解した者を合格者とする。</p> <p>4項 C級認定審判員養成講習会の講師は、S級認定審判員および競技運営・審判委員の中から競技運営・審判委員長が委嘱する。</p>	内 容	時 間	認定審判員制度、総論	40分	総則	40分	オーシャン競技	90分	プール競技・SERC競技	40分	競技役員	30分	競技器材の規格	15分	競技会における安全対策	15分	合計（講義）	4時間30分	（試験）	45分	<p>第3条（C級認定審判員養成講習会の内容） 認定審判員規程第6条3項に定めるC級認定審判員養成講習会の内容は、以下の通りとする。また、講習会時間は、原則として4時間30分とする。</p> <p>(1)総論 (2)共通競技総則 (3)プール競技規則 (4)オーシャン競技規則 (5)シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技（SERC）規則 (6)競技役員（オフィシャル） (7)器材の規格 (8)競技会における安全対策 (9)認定審判員制度</p>
内 容	時 間																				
認定審判員制度、総論	40分																				
総則	40分																				
オーシャン競技	90分																				
プール競技・SERC競技	40分																				
競技役員	30分																				
競技器材の規格	15分																				
競技会における安全対策	15分																				
合計（講義）	4時間30分																				
（試験）	45分																				
<p>第4条 認定審判員規程第5条4項に関する認定審判員の登録料は、1,000円（認定された年度を除き2年間有効）とする。</p> <p>2項 C級認定審判員養成講習会の受講料は、1,000円とする。</p> <p>3項 C級認定審判員養成講習会の講師謝金は、一日（3時間以上）12,000円、半日（3時間未満）6,000円とする。</p> <p>但し、交通費は別途実費とする。</p>	<p>第4条（開催） C級認定審判員養成講習会および検定試験は、本協会若しくは支部が主催するものの他、本協会団体正会員及び本協会理事長が認めたものが開催することができる。また、S級認定審判員は本協会と共催することができる。</p> <p>2項 講習会を開催する場合には、同時に検定試験も行わなければならない。</p>																				
<p>（第3条）</p> <p>2項 筆記試験は、選択または記述式で30問とする。</p> <p>3項 筆記試験において30問中24問以上正解した者を合格者とする。</p>	<p>第5条（検定試験） C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験とし、選択式または記述式で30問とする。</p> <p>2項 検定試験において30問中24問以上正解した者を合格者とする。</p> <p>3項 検定試験は、公正で透明な検定を行う観点から、親族など利害関係者が行ってはならない。</p>																				

現 行	改 正
新設	<u>第 6 条 (申請)</u> C 級認定審判員養成講習会および検定試験の主催者は、開催日の 1 ヶ月前までに本協会競技運営・審判委員会に申請し、承諾を受けなければならない。(本協会主催の場合を除く。)
(第 3 条) 4 項 C 級認定審判員養成講習会の講師は、S 級認定審判員および競技運営・審判委員の中から競技運営・審判委員長が委嘱する。 (第 4 条) 3 項 C 級認定審判員養成講習会の講師謝金は、一日 (3 時間以上) 12,000 円、半日 (3 時間未満) 6,000 円とする。 <u>但し、交通費は別途実費とする。</u>	<u>第 7 条 (講師)</u> C 級認定審判員養成講習会の講師は、S 級認定審判員および本協会競技運営・審判委員の中から、 <u>本協会競技運営・審判委員長が委嘱する。</u> 2 項 講師謝金は、 <u>原則として一日 (3 時間以上) 12,000 円、半日 (3 時間未満) 6,000 円とする。ただし、本協会より謝金を支払う際は、源泉所得税を予め徴収することとする。</u> 3 項 主催者は、講師が講習会に参加するにあたり、 <u>実費交通費等の必要経費を支払うこととする。</u>
(第 4 条) 2 項 C 級認定審判員養成講習会の <u>受講料</u> は、1,000 円とする。	<u>第 8 条 (C 級認定審判員養成講習会の講習料)</u> C 級認定審判員養成講習会の <u>講習料</u> は、1,000 円とする。
(第 4 条) 認定審判員規程第 5 条 4 項に関する認定審判員の登録料は、1,000 円 ( <u>認定された年度を除き 2 年間有効</u> ) とする。	<u>第 9 条 (認定審判員の登録料)</u> 認定審判員規程第 6 条 4 項に <u>定める</u> 認定審判員の登録料は、1,000 円とする。
第 5 条 <u>本規程</u> の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。	<u>第 10 条 (改廃)</u> <u>本規程細則</u> の改廃は、 <u>本協会競技運営・審判委員会</u> の議決による。

### 3) 認定審判員ユニフォーム規程

- ① 文字大きさ、書式、レイアウトを揃えた。
- ② 各項目を条文化した。また各条文冒頭に、掲題を新たに設けた。
- ③ 各条文の文章を、一部修正した。

現 行	改 正
<u>特定非営利活動法人日本ライフセービング協会 (以下当協会)</u> が主催及び公認する競技会に審判員として参加する者は <u>当協会において定められたユニフォーム</u> を着用することが義務付けられる。	<u>第 1 条 (着用の義務)</u> 日本ライフセービング協会 ( <u>以下「本協会」という</u> ) が主催及び公認する競技会に審判員として参加する者は、定められたユニフォームを着用することが義務付けられる。

現 行	改 正
<p>1.着用するユニフォームおよび必需品</p> <p>①帽子（室内競技会は除く）</p> <p>②審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ） ※1</p> <p>③審判員ユニフォーム下衣（短パン）</p> <p>④靴（サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの）</p> <p>⑤防寒具（必要に応じて）</p> <p>⑥ウェットスーツ（IRB <u>審判員</u>、マネキン設置担当審判員）</p> <p>⑦認定審判員証</p> <p>⑧笛</p> <p>⑨筆記用具</p> <p>※1 <u>上訴審判員/緑 審判長・副審判長/紺 競技別審判長/赤 他審判員/白 コンペティターリエゾンオフィサー/黄</u></p>	<p><u>第2条（ユニフォームの種類）</u></p> <p>着用するユニフォーム及び必需品は以下の通りとする。</p> <p>(1)帽子（室内競技会は除く）</p> <p>(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）</p> <p>(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）</p> <p>(4)靴（サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの）</p> <p>(5)防寒具（必要に応じて）</p> <p>(6)ウェットスーツ（IRB <u>ジャッジ</u>、マネキン設置担当審判員）</p> <p>(7)認定審判員証</p> <p>(8)笛</p> <p>(9)筆記用具</p> <p>2項 <u>前項(2)の上衣（ポロシャツ）のみ、役職別に色で区別をする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>上訴委員</u>：緑</li> <li>●<u>チーフレフリー（審判長）・デピュティチーフレフリー（副審判長）</u>：紺</li> <li>●<u>セクショナルレフリー（競技別審判長）</u>：赤</li> <li>●<u>審判員</u>：白</li> <li>●<u>コンペティター・リエゾン・オフィサー</u>：黄</li> </ul>
<p>2.ユニフォームの支給について</p> <p>①個人正会員、個人一般会員、個人一般会員（高校生）は、<u>上記1.①帽子 ②ポロシャツ ③短パン</u>については<u>当協会主催競技会において、C級審判員資格を取得した後、最初に審判員として参加する際当協会より支給される。</u> 個人準一般会員は支給されない。</p> <p>②<u>上訴審判員・審判長・副審判長・競技別審判長・リエゾンなどの任務に就き、別色のポロシャツが必要であると競技運営・審判委員会が判断した際は、任務に就く際に必要に応じて支給される。</u></p> <p>③有効な審判員資格を保持している者は、<u>審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）を初回とは別に1回限り支給する。</u>有効な審判員資格とは、</p> <p><input type="checkbox"/> 年会費及び継続費を入金していること</p> <p><input type="checkbox"/> <u>研修会に出席または、レポートを提出していること</u></p>	<p><u>第3条（ユニフォームの支給）</u></p> <p>個人正会員、個人一般会員、個人一般会員（高校生）は、<u>第2条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）、(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）</u>については、<u>本協会主催競技会において初めて審判員として参加する際に支給される。</u>個人準一般会員は支給されない。</p> <p>2項 <u>各役職の任務に就き、別色のポロシャツが必要であると競技運営・審判委員会が判断した際は、任務に就く際に必要に応じて支給される。</u></p> <p>3項 <u>有効な審判員資格を保持している者は、第2条(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）を初回とは別に1回限り支給する。</u>有効な審判員資格とは、<u>次に掲げる各号の全てを満たさなければならない。</u></p> <p>(1)年会費及び継続費を入金していること</p> <p>(2)審判員研修会に出席または<u>審判員研修会に代わるレポ</u></p>

現 行	改 正
<p>□ <u>当協会主催または公認する競技会に累計 15 回以上参加していること（2011 年 4 月以降の競技会よりカウントする）</u></p>	<p><u>ート課題</u>を提出していること  <u>(3)本協会主催または公認する競技会に累計 15 回以上参加していること（2011 年 4 月以降の競技会よりカウントする）</u></p>
<p>3.ユニフォーム申込みについて</p> <p>①初回については各競技会（<u>当協会主催に限る</u>）の審判員申込みの「<u>審判員ユニフォーム</u>」の欄に必要事項を記入し提出する。個人準一般会員は同様の手続きを取り、各競技会当日の購入を可能とする。</p> <p>②<u>上訴審判員・審判長・副審判長・競技別審判長・リエゾンなどの任務に就く場合は、当協会主催競技会当日に必要に応じて支給される。</u></p> <p>③上記 2.③の申請については、「<u>認定審判員ユニフォーム支給申請書</u>」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとする。</p> <p>④ 3.③については、<u>自宅へ郵送される。</u></p>	<p>第 4 条（ユニフォームの申込）</p> <p>初回については各競技会（<u>本協会主催に限る</u>）の審判員申込みの「<u>審判員ユニフォーム</u>」の欄に必要事項を記入し、<u>提出する</u>。個人準一般会員は同様の手続きを取り、各競技会当日の購入を可能とする。</p> <p>2 項 <u>各役職の任務に就く場合は、本協会主催競技会当日に必要に応じて支給される。</u></p> <p>3 項 <u>第 3 条 3 項の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとする。</u></p>
<p>4.その他</p> <p>上記 1.①帽子 ②ポロシャツ ③短パン については<u>当協会が主催する各競技会会場にて購入することができる。</u></p>	<p>第 5 条（ユニフォームの購入）</p> <p>第 2 条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）、(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）については<u>本協会が主催する各競技会会場にて購入することができる。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第 6 条（改廃）</p> <p><u>本規程の改廃は、本協会競技運営・審判委員会の議決による。</u></p>

#### 4) キャップ登録に関する規程

- ① 文字大きさ、書式、レイアウトを揃えた。
- ② 各項目を条文化した。また一部の条文の文章を修正した。

現 行	改 正
<p>1.この規定は、日本ライフセービング協会（以下 JLA）<u>競技規則第 2 章 8.服装等(6)キャップについて 「①キャップは、競技会の前に本協会に登録されていなければならない（キャップ登録に関する規定参照）。」</u>に基づき、キャップ登録に関する必要な事項を定める。</p>	<p>1.この<u>規程</u>は、日本ライフセービング協会（以下「<u>本協会</u>」という）<u>ライフセービング競技規則 2016 年版第 2 章 8.服装等(6)キャップについて 「①キャップは、競技会の前に本協会に登録されていなければならない（キャップ登録に関する規定参照）。」</u>に基づき、キャップ登録に関する必要な事項を定める。</p>



現 行	改 正
3.キャップの申請は、 <u>チーム代表者が</u> 所定の「キャップ申請書」に必要事項を記載し、 <u>JLA 事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に提出しなければならない。	3.キャップの申請は、所定の「キャップ申請書」に必要事項を記載し、 <u>本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に提出しなければならない。
5.キャップ申請が受理され作成の許可を受けた <u>チーム</u> は、キャップの製作を行うことができる。 <u>チーム代表者が</u> 所定の「キャップ登録書」に必要事項を記載、 <u>写真および作成したキャップ</u> を添付し <u>JLA 事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に提出しなければならない。	5.キャップ申請が受理され作成の許可を受けた <u>クラブ</u> は、キャップの製作を行うことができる。 <u>キャップ製作後、</u> 所定の「キャップ登録書」に必要事項を記載のうえ、 <u>作成したキャップの写真</u> を添付し <u>本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に提出しなければならない。
6.キャップ登録の受理については、 <u>JLA 事務局「競技運営・審判委員会」</u> から申請した <u>チーム代表者</u> に対して「キャップ登録受理証」が通達され、登録完了となる。	6.キャップ登録の受理については、 <u>本協会事務局「競技運営・審判委員会」</u> から <u>申請者</u> に対して「キャップ登録受理証」が通達され、登録完了となる。
7.キャップ登録が認められた後は、当該クラブから再登録の手続きがなされない限り、競技会ごとに登録を行う必要はない。ただし、登録後、何らかの理由により競技運営・審判委員会がキャップ登録の変更を求めた場合、 <u>チーム代表者</u> と競技運営・審判委員会で協議して対応することとする。	7.キャップ登録が認められた後は、当該クラブから再登録の手続きがなされない限り、競技会ごとに登録を行う必要はない。ただし、登録後、何らかの理由により競技運営・審判委員会がキャップ登録の変更を求めた場合、 <u>クラブ代表者</u> と競技運営・審判委員会で協議して対応することとする。
8.登録したキャップの性質やデザインを修正したい場合は、 <u>上記3</u> の手続きを再度行うこととする（再登録）。再登録が認められた場合、それまでに登録されていた内容は、全て取り消される。また、キャップ登録を取り消したい場合、 <u>JLA 事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に「キャップ登録取り消し届」を提出しなければならない（書式自由）。	8.登録したキャップの性質やデザインを修正したい場合は、 <u>上記3.から6.</u> の手続きを再度行うこととする（再登録）。再登録が認められた場合、それまでに登録されていた内容は、全て取り消される。また、キャップ登録を取り消したい場合、 <u>本協会事務局「競技運営・審判委員会」宛</u> に「キャップ登録取り消し届」を提出しなければならない（書式自由）。
9.キャップは、 <u>申請書ならびに登録書</u> に記載された通りでなければならない。	9.キャップは、 <u>登録書</u> に記載された通りでなければならない。
15.オーシャン競技用として申請したキャップは、オーシャン競技のみ使用が認められ、同様に、プール競技用として申請したキャップは、プール競技のみ使用が認められる。ただし、オーシャン競技用キャップとプール競技用キャップが同様の色とパターンであればプール競技に限り併用が認められる。また、SERC に関しては、大会 <u>規定</u> による。	15.オーシャン競技用として申請したキャップは、オーシャン競技のみ使用が認められ、同様に、プール競技用として申請したキャップは、プール競技のみ使用が認められる。ただし、オーシャン競技用キャップとプール競技用キャップが同様の色とパターンであればプール競技に限り併用が認められる。また、SERC に関しては、大会 <u>規程</u> による。
16. <u>「キャップ登録書」</u> で登録された色が <u>変色により異なった場合</u> を含め、登録と違った場合は使用を認めない。	16. <u>使用中の変色等も含め、キャップの色と「キャップ登録書」</u> で登録された色が異なると認められる場合は、 <u>使用</u> を認めない。
17. <u>この規定</u> の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。	17. <u>本規程</u> の改廃は、 <u>本協会競技運営・審判委員会</u> の議決による。

5) ラッシュベストに関する規程

- ① 文字大きさ、書式、レイアウトを揃えた。
- ② 各項目を条文化した。また一部の条文の文章を修正した。

現 行	改 正
<p>1.この規定は、<u>日本ライフセービング協会（以下 JLA）が定めるものとする。</u></p>	<p>1.この規程は、<u>日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）ライフセービング競技規則 2016 年版第 2 章 8.服装等「(3)オーシャン競技サーフ種目に出場する競技者およびハンドラーは、本協会から指定されたラッシュベストを着用しなければならない（ラッシュベストに関する規定参照）。」に基づき、ラッシュベストに関する必要な事項を定める。</u></p>
<p>2.JLA が主催する競技会および大会において、<u>オーシャン競技サーフ種目で着用することを義務とする。</u></p>	<p>削除</p>
<p>3.ラッシュベストは、以下の基準を満たさなければならない。ラッシュベストの形状（身体を覆う範囲）は次の通りとする。</p> <p>1)肩から腰までとする。ただし、肩を覆うことはできない。</p> <p>2)ベスト（チョッキ）の形状とする。なお、Tシャツの形状は不可とする。</p>	<p>2.ラッシュベストは、以下の基準を満たさなければならない。ラッシュベストの形状（身体を覆う範囲）は次の通りとする。</p> <p>①肩から腰までとする。ただし、肩を覆うことはできない。</p> <p>②ベスト（チョッキ）の形状とする。なお、Tシャツの形状は不可とする。</p>
<p>4.ラッシュベストの素材および構造は次の通りとする。</p> <p>1)素材は繊維のみとする。</p> <p>2)繊維でないもの、また透過性のないものは認められない。</p> <p>3)ジッパーや他の身体を締め付けるものは使用してはならない。</p> <p>4)浮力、鎮痛作用、化学・医学的刺激、他の外部からの刺激または作用のあるラッシュベストは認められない。</p> <p>5)ラッシュベストの素材には、物を貼り付けてはならない（ただし、メーカーのロゴマークやチーム名などを除く）。</p> <p>6)色は視認性の高いピンク色、オレンジ色、黄色、緑色、赤色とする。</p> <p>7)ラッシュベストにつけてもよい標記については、以下のものとする。</p> <p>ア.自分の氏名・所属クラブ名の名称</p> <p>イ.水着・ウェア等のメーカーロゴ・マーク</p> <p>ウ.標記の大きさについては、全てを脇下から裾までの範囲に 160 cm<sup>2</sup>以内に 1 箇所に取りめることとし、前面、後面</p>	<p>3.ラッシュベストの素材および構造は次の通りとする。</p> <p>①素材は繊維のみとする。</p> <p>②繊維でないもの、また透過性のないものは認められない。</p> <p>③ジッパーや他の身体を締め付けるものは使用してはならない。</p> <p>④浮力、鎮痛作用、化学・医学的刺激、他の外部からの刺激または作用のあるラッシュベストは認められない。</p> <p>⑤ラッシュベストの素材には、物を貼り付けてはならない（ただし、メーカーのロゴマークやクラブ名などを除く）。</p> <p>⑥色は視認性の高いピンク色、オレンジ色、黄色、緑色、赤色とする。</p> <p>⑦ラッシュベストにつけてもよい標記については、以下のものとする。</p> <p>(ア)自分の氏名・所属クラブ名の名称</p> <p>(イ)水着・ウェア等のメーカーロゴ、マーク</p> <p>(ウ)標記の大きさについては、全てを脇下から裾までの範囲に 160 cm<sup>2</sup>以内に 1 箇所に取りめることとし、前面、後</p>

現 行	改 正
<p>にそれぞれ1か所までとする</p> <p>8)ラッシュベストは、「<u>JLA 標章</u>」が取り付けられているもののみ着用可能とする。</p>	<p>面にそれぞれ1か所までとする。</p> <p>⑧<u>本協会標章</u>が取り付けられていること。</p>
<p>5.ラッシュベストの使用については次の通りとする。</p> <p>1)<u>JLA</u>が公認したラッシュベストを着用すること。</p> <p>2)競技者は、該当する競技会および大会以外の大会ロゴや大会スポンサー名など、その競技会や大会に適さない標記のあるものを着用してはならない。</p> <p>3)<u>ジッパーや他の身体を締め付けるものは使用してはならない。</u></p>	<p>4.ラッシュベストの使用については次の通りとする。</p> <p>①本協会が公認したラッシュベストを着用すること。</p> <p>②競技者は、該当する競技会および大会以外の大会ロゴや大会スポンサー名など、その競技会や大会に適さない標記のあるものを着用してはならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>6.「<u>ラッシュベストに関する規定</u>」の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。</p>	<p>5.<u>本規程</u>の改廃は、<u>本協会競技運営・審判委員会</u>の議決による。</p>